

# ●福祉サービスを受けるには

## 障害福祉サービスの種類

障害福祉サービスには、介護等の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、その他の事業を行う「地域生活支援事業」があります。

※詳しいサービス内容などは、「[障害支援区分により利用できるサービス一覧\(PDF\)](#)」を参照してください。

## 障害福祉サービス利用の対象者

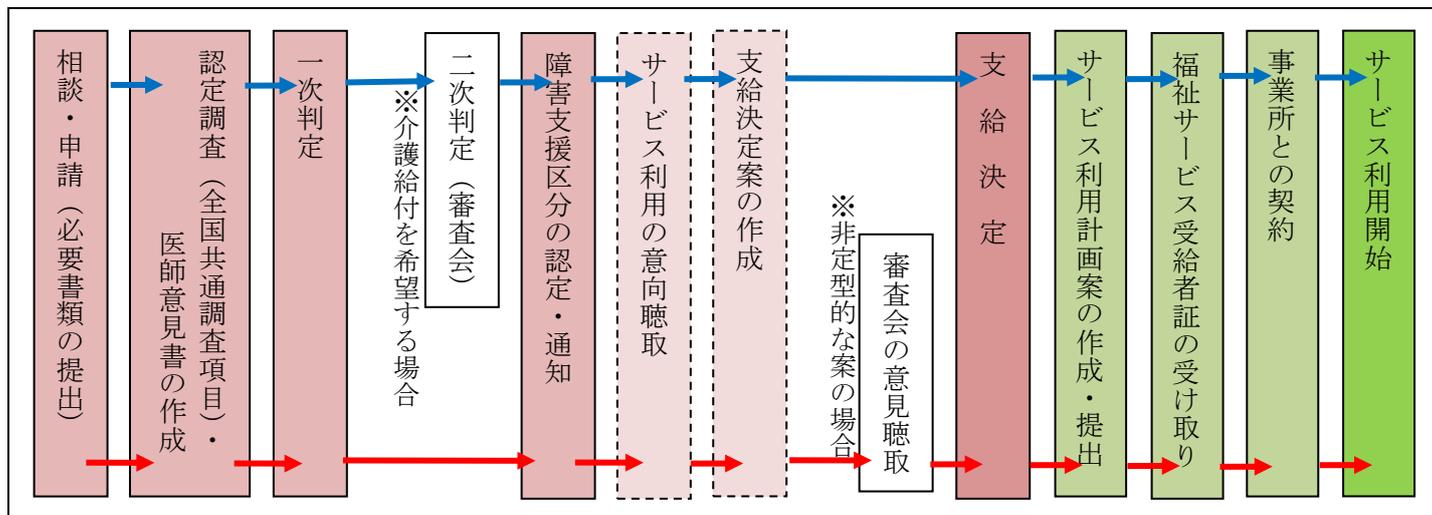
サービスを必要とする知的障害児・者、及び身体障害者手帳をお持ちの方です。

なお、身体障害者手帳をお持ちの方で介護保険制度の適用を受ける方は、介護保険におけるサービス提供が優先されます。また、施設入所、ケアホーム及び訓練等給付は原則18歳以上のみとなります。

## 障害福祉サービス利用の流れ

サービスを利用する場合には、あらかじめ支給申請を行い、支給の決定を受ける必要があります。

- ・介護給付については、18歳以上の場合、障害支援区分認定後の支給決定となり、また障害支援区分によって利用できるサービスが決まります。障害支援区分認定までは、申請からおおむね1ヶ月半から2ヶ月程度かかります。
- ・対象者の状況に応じて、1ヶ月当たりの利用できる量（時間、日数など）が決定します。
- ・支給決定を受けた後、自ら選択したサービス提供事業者と直接契約をしてサービスを利用することになります。具体的な利用の曜日、時間などについては、契約の際に事業者と決めていただきます。
- ・身体障害者の方は、初めてサービスを利用するときなど、利用計画書の提出を求められる場合があります。



## 利用者負担

- ・原則は1割負担となります。ただし、課税状況により月額限度額が設定されます。

## サービス提供事業者

詳しくは、各市町村の障害福祉課にお問い合わせください。

※なお、帯広市はホームページに「障害者福祉サービス事業所（別冊ガイドブック）(PDF)」を掲載しています。また、芽室町では「保険・医療・福祉ガイド(PDF)」を掲載していますのでご参考ください。

## 持参する物

- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、精神通院受給者証のどれか
- ・印鑑
- ・その他必要な書類